保育士修学資金(家賃)貸付事業 (石見・隠岐地域等出身学生向け)のご案内

県内の指定養成施設に在学し、卒業後に島根県内の対象地域での保育所等で 保育士業務に従事しようとする方へ、家賃の貸付を行います。 貸付後、県内の対象地域で3年間保育所等で勤務されると全額免除します。



対象者

次のいずれの要件も満たしている方が対象です。

- 高等学校卒業時、下記の対象地域に居住し ている方
- ② 島根県内の養成施設等で修学する方。
- ③ 養成施設を卒業後に保育士となり下記の 対象地域の保育所等(免除対象施設)に おいて、保育の業務に従事しようとする方。

対象地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、 飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、 吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

貸付金額·期間

- ○貸付金額 月額一律 40,000円
- ○貸付期間 貸付期間は2年間を限度とします。ただし、修学期 間が2年間を超える養成施設に在学している場合 であっても、貸付額の範囲内であれば、修学期間

を貸付期間とすることができます。

応募方法·提出書類

以下の必要書類をご準備の上、 下記提出先にご提出ください。

- ①家賃貸付借入申込書(様式第1号)
- ②住民票の写し(世帯全員分)
- ③就学意欲:就労意思等確認書(様式第2号)
- ④連帯保証人の所得証明書 ※連帯保証人が別世帯の場合
- ⑤賃貸契約書の写し
- ⑥高等学校の卒業証明書の写し

貸付予定人数

25名程度

募集期間

- 一次: 令和3年4月1日 ~ 令和3年5月14日
- 二次: 令和3年7月1日 ~ 令和3年8月31日

ポイント

島根県の対象地域で保育士として3年間引き続き勤務された場合は貸付金の全額を免除します。 ただし、保育士修学資金と併用する場合は5年間引き続き勤務された場合、貸付金の全額を免除し

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください。(ホームページに掲載予定)

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F FAX:0852-21-0798 TEL:0852-32-5953

島根県社会福祉協議会



申請書・募集要項掲載ページ

https://www.fukushi-shimane.or.ip/